

## 会員資格規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本会議所の運営を円滑ならしめるため、定款の定める範囲内において会員資格に関する原則を定めるものとする。

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の議決により改廃されるものとする。

2 本規程の改廃をした場合は、改廃後1ヵ月以内に書面または電磁的方法にて全会員に通知することを要す。

### 第2章 会員種別

(正会員)

第3条 定款第7条1項1号に該当し、かつ本規程第10条2項の規程により理事会より認められた者。

(特別会員)

第4条 横須賀青年会議所シニアクラブに所属する者。

(名誉会員)

第5条 本会議所に功労のあるもので、理事会で推薦した者。

(賛助会員)

第6条 本会議所の事業目的に賛助する個人または団体で、理事会の決議を経た者。

2 前項の承認後、第18条所定の年会費を納入することにより、申込者は賛助会員となる。

3 賛助会員の期間は、当該年度限りとする。ただし、賛助会員として承認を得た翌年度以降は会費を納入することにより、賛助会員としての理事会承認があったものとみなす。

4 賛助会員は例会その他の行事に参加することができる。また、例会 その他の行事において、打ち合わせの上、企業の広報活動を行うことができる。

5 賛助会員はすべての議決権を有することができない。

## 第3章 入会

(オブザーバー)

第7条 本会議所に入会を希望する者は、理事長の許諾を得た上でオブザーバーとして例会・委員会、その他事業への参加が認められる。

(所定の入会手続き)

第8条 オブザーバーの中から本会議所に入会を希望するものは、次の事項を達成し、所定の申込書に定める事項を記載し会員資格審査委員長に提出するものとする。但し、正会員2名の責任ある紹介者を必要とする。

- (1) 6ヵ月以内に例会へ1回以上の出席。
  - (2) 委員会その他の諸会議に1回以上の出席。
  - (3) 会員資格審査委員長等の面談。
- 2 賛助会員として入会を希望するものについては、前項の各事項未達成でもよいものとする。

(仮入会)

第9条 所定の入会手続きにより申込を行なった者は、即日仮入会が認められる。

仮入会者は、本規程第4章第18条1項3号に定める入会金・会費を納入しなくともよい。

(入会申込者の調査・審査及び入会)

第10条 会員資格審査委員長は、以下各号の事項を行うものとする。

- (1) 入会申込者を受けた最も近い理事会に申込者名と紹介者名を報告する。
- (2) 本規程第14条の定める事項を調査する。
  - 2 会員資格審査委員長より調査事項の報告を受けた理事会は、入会申込者が会員としての適性を認めた時、決議を持って正式に入会を認める。
  - 3 他の青年会議所より移籍して来た者(除名者を除く)も同様とする。但し、前所属青年会議所理事長の推薦状持参者は、所定の申込書に定める事項を記載し、本規程第10条2項の手続きで正会員の資格を得る。

第11条 会員資格審査委員長は、理事会において入会を承認された申込者に対して直ちに入会が許可された旨を通知するとともに、入会金並びに会費を請求しなければならない。

(紹介者の責任)

第12条 入会申込者の紹介をなした会員は、当該入会申込者が入会を許可された年度及び翌事業年度に限り当該入会申込者の各種会合に対する出席の保証及

び会費納入の義務につき連帯保証の責任を有し、当該入会申込者が本会議所の正会員である期間、その出所進退につき責任を負うものとする。

(紹介者の資格)

第13条 紹介者は、現理事及び入会后1年以上経過し、且つ過去1年以内の例会・委員会の出席率50%以上で該当日までの会費を納入した正会員であることを要す。

(会員資格審査担当委員会調査事項)

第14条 会員資格審査担当委員会は、入会申込者に面接のうえ次の事項を調査し、意見書を会員資格審査委員長に提出しなければならない。

- (1) 紹介者の責任の限度
- (2) 入会を拒否された事実の有無
- (3) 入会申込書の適否
- (4) 紹介者のゲストとしての例会に出席の有無
- (5) その他会員としての資格の有無

但し、次の事項に該当するときは入会許可の意見を付してはならない。

- ・ 紹介者が第12条の責任を負わない時
- ・ 仮入会申込後、紹介者のゲストとして正当な理由なく3ヵ月以内に例会1回以上出席しない時
- ・ 紹介者の資格が第13条に反する時
- ・ 担当委員会の面接に出席しない時
- ・ 現在、他の青年会議所に所属している時
- ・ その他定款第8条及び会員資格規程に反して入会申込がなされているとき

第15条 正式入会を認められた者は、入会后1年間各種例会はもとより、認承式その他の式典に1回以上は出席しなければならない。

## 第4章 退会及び除名

第16条 退会を希望する会員は、定款第11条に基づき、退会届を提出しなければならない。退会確定の日は届出日を日付とする。但し、理事については、理事会の承認を得て辞任を認められた日付とする。

2 退会を申し出んとする者は、下記事項を記入した退会届に記名捺印の上、理事長宛に提出することとする。

- (1) 申出人の氏名
- (2) 提出年月日

(3) 退会の事由

第17条 例会の出席率50%未満の会員については、定款第14条に基づき除名することができる。

第18条 会費納入義務を履行しない会員については、定款第14条に基づき除名することができる。

- (1) 会費は本会議所所定の用紙で、指定の金融機関横須賀青年会議所口座への振込み、引き落としもしくは事務局へ現金で支払うものとする。
- (2) 会費の金額について、正会員は年会費150,000円、賛助会員は「賛助会員募集に関するガイドライン」に定めるものとする。納入方法は原則年初に一括とする。但し、例外的に分割払いとすることも認める。分割払いの場合は、その月の会費を毎月5日までに支払うこととする。また、正会員は入会金を30,000円とし、入会后初回の会費納入とともに納めるものとする。但し、企業出向等により継続的に正会員を在籍させ続ける場合において、当該企業における初回入会者を除き入会金は発生しない（子会社、持分法適用会社についても同企業と看做す）。
- (3) 年度途中での入会者は、入会月を含めた残りの月数に該当する会費を納入するものとする。但し、例外的に分割払いとすることも認める。
- (4) 会計担当理事は、前項の期日を3ヵ月経過するも未納の会員氏名を理事会に報告する。
- (5) 理事会は、その会員の担当委員長及び紹介者を介して会費納入の督促をせしめねばならない。
- (6) 担当委員長は、次期開催の理事会においてその結果を報告する。なお、納入なき場合において理事会は、理事長名をもって督促の文書を発送する。
- (7) 前2回の督促をうけた会員の担当委員長及び紹介者は、本人を面接し事情を聴取して理事会に報告する。
- (8) 以上の手続きをし、尚も納入出来ぬ場合は、定款第14条に基づき除名することができる。

第19条 定款第14条第1項1号及び2号に基づき除名する場合は、事前に理事会は紹介者を通して事情を調査報告せしめ、且つ慎重な審議の結果、理事の3分の2以上の同意により総会に報告しなければならない。

## 第5章 休 会

第20条 会員は、定款第13条に基づき休会を申し出ることができる。

第21条 休会を申し出んとする者は、下記事項を記入した休会届に記名捺印の上、申請年度の会費領収書を添付して理事長宛に提出することとする。

- (1) 申出人の氏名
- (2) 提出年月日
- (3) 休会を必要とする期間
- (4) 休会の事由

第22条 休会の申出は、委任状により代理人によってこれをなしえる。

第23条 申出人は、届出期間中休会会員となる。

第24条 休会中の正会員は、その権利を停止する。

第25条 休会の期限到来前に復帰しようとするときは、理事長に届け出ることを要す。

第26条 休会中の会員が休会期限の延長を希望する場合には、本人又はその代理人が休会期限延長届を理事長に提出しなければならない。

第27条 不時の災害の理由で休会した会員に対して、理事会が会費の免除を決議し本人に文書で通知した場合を除き、休会中も会費の3分の1を納入しなければならない。

## 附 則

本規程は昭和45年7月17日より施行する。

昭和51年1月23日改正

平成13年8月22日改正

平成24年1月18日改正

平成26年12月17日改正

令和2年3月19日改正